

翠が丘通信 vol.1

市では現在、柳井商業高等学校跡地を「翠が丘防災運動公園」と称して、複合図書館、公園、駐車場などの整備を進めています。

今年度の広報やないでは、来年春の複合図書館の開館に向けて『翠が丘通信』と題し、複合図書館や翠が丘防災運動公園の機能や特徴などを紹介していきます。

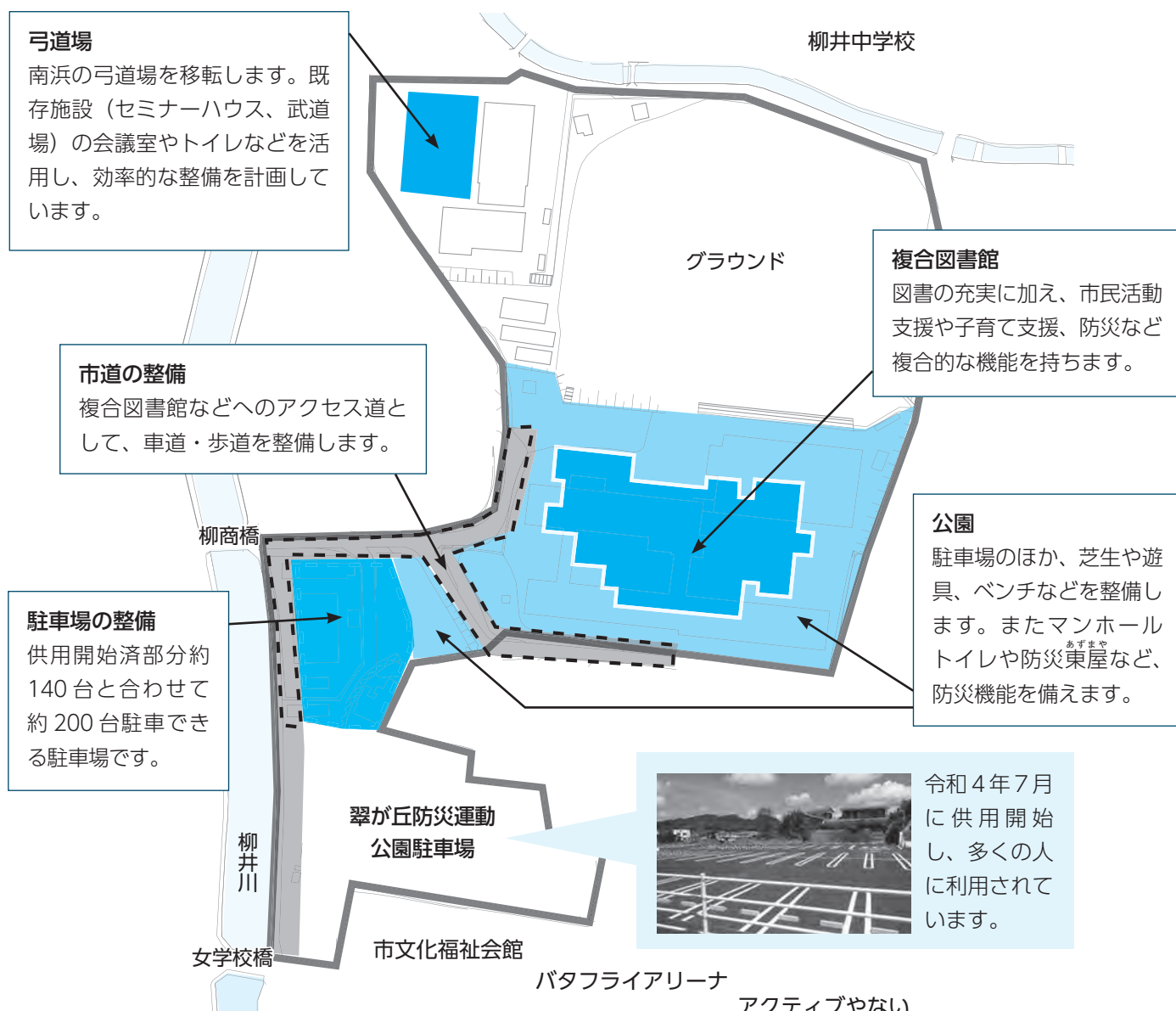
●問い合わせ 政策企画課 ☎2111 内線 471

■防災・文教・交流ゾーンの設定

柳井商業高等学校跡地周辺には、翠が丘防災運動公園を中心に、バタフライアリーナ、市文化福祉会館、サンビームやないなどの公共施設や学校施設、白壁の町並みなどが集積しています。市では、このゾーンを「防災・文教・交流ゾーン」と位置付け、各施設が連携して防災機能の強化や観光・スポーツ交流の促進などを図ります。

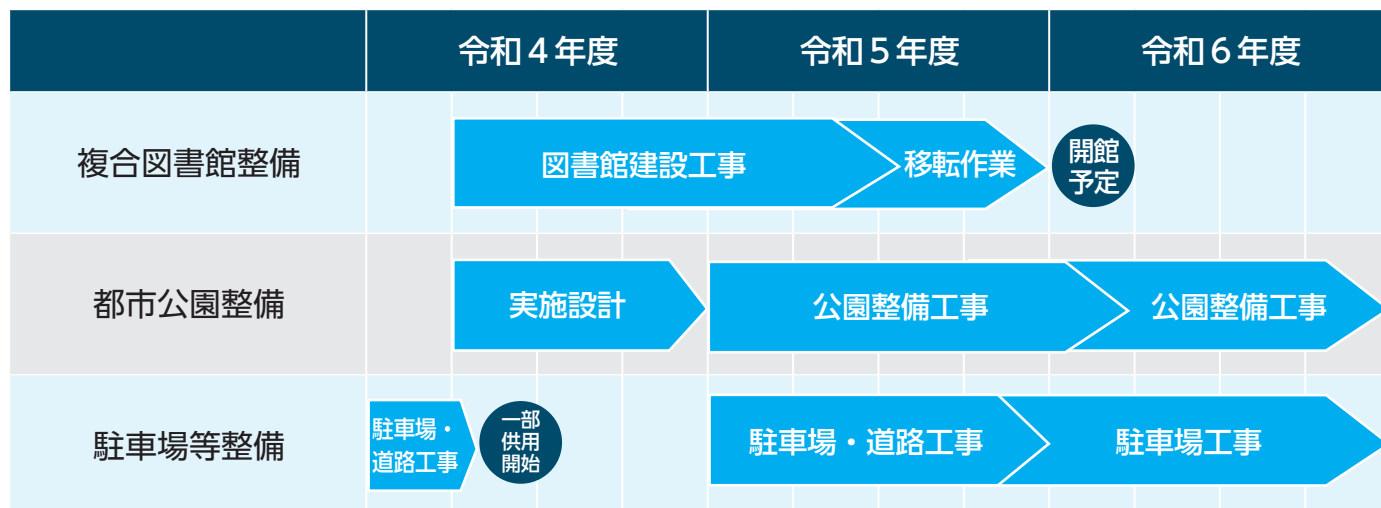
翠が丘(みどりがおか)

この場所は長く「翠が丘」の愛称で、旧校歌や同窓会の名称としても親しまれてきました。



■整備スケジュール

複合図書館は令和5年度中に完成し、現図書館からの移転作業を経て、令和6年春の開館を予定しています。公園と駐車場整備はその後続き、令和6年度末の完了を目標としています。



■複合図書館愛称募集

複合図書館が市内外の多くの皆さんにとって親しみのあ
る施設となるよう愛称を募集します。

- 応募期限 6月23日(金)(必着)
- 応募資格 県内在住者および広島広域都市圏構成市町在住者
- 応募方法 次の記載事項を記入の上、持参、郵送、FAX、メールで応募してください。
- 記載事項 ①氏名(ふりがな) ②住所 ③電話番号 ④年齢
⑤愛称(ふりがな) ⑥愛称の意味・理由
- 審査基準
 - ▼複合図書館の目的、コンセプトに沿ったもの
 - ▼覚えやすく、親しみやすいもの
- 注意点
 - ▼専用の応募用紙に限らず、提出様式は任意とします。
 - ▼応募点数は1人につき何点でも構いません。
 - ▼応募愛称は第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害しないもので、自作かつ未発表のものに限ります。
- 発表・表彰
 - ▼市ホームページや広報やないで発表するほか、受賞者へ通知します。
 - ▼複合図書館開館時のオープニングセレモニーで表彰します。

●応募先・問い合わせ 政策企画課

〒742-8714 (住所記載不要)

☎②2111 内線 471 / FAX③4595

✉seisakukikaku@city-yanai.jp

※募集期間中、柳井図書館・大畠図書館に応募コーナーを設置しています。



工事の様子

複合図書館建設工事は令和4年7月から開始され、基礎工事、鉄骨工事などを経て、現在は屋根の工事を行っています。



Pick UP

市職員採用試験

■職種・採用予定人員

上級行政職	5人程度
上級土木技術職	3人程度
上級建築職	2人程度

■受験資格 次のいずれかに該当する人

- ①平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
- ②平成14年4月2日以降に生まれた大学卒業者（令和6年3月末までの卒業見込者含む）

■試験日時(予定)

○第1次試験

▼上級行政職 7月9日(日) 10:00～16:00

教養試験・専門試験・適性検査

▼上級土木技術・建築職 7月9日(日) 13:00～16:00

専門試験・適性検査

○第2次試験 8月下旬

作文試験・面接

■試験会場 市役所

■採用 令和6年4月1日以降

■申込手続 次のどちらかの方法で手続きをしてください。

○**電子申請** 電子申請による申込み後、受験申込書（受験票）を郵送してください。

○**郵送** 受験申込書（履歴書・受験票）を郵送してください。
※受験申込書は市ホームページから印刷できます。

■受付期間

○**電子申請による申込** 6月1日(木) 17:00

○**受験申込書の郵送** 6月8日(木) ※当日消印有効

■**その他** 災害等により、やむを得ず試験方法の変更または試験を中止する場合があります。その場合は市ホームページ

 でお知らせします。

●申込・問い合わせ 総務課

☎2111 内線 431



低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

概要は以下のとおりです。詳しくは市ホームページや広報やないでお知らせします。

「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」の給付金は重複して受給できません。

●申請先・問い合わせ こどもサポート課 ☎2111 内線 187,188



対象児童	給付額	区分	支給対象	申請	支給予定
平成17年4月2日～令和6年2月29日 生まれの児童 (障がい児の場合は平成15年4月2日 生まれ以降)	児童1人 当たり 一律5万円	ひとり親世帯分	令和5年3月分の児童扶養手当受給者	不要	5月下旬
			公的年金等を受給し、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人(児童扶養手当の支給限度額を下回る者に限る)	要 ▼申請期間 5月下旬～ 令和6年2月29日(木) ▼昨年度受給した人など該当すると思われる人には申請書を送付します。	申請 受付後 順次
		ひとり親世帯以外分	食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(家計急変者)		
			令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を受給した人	不要	5月下旬
			上記以外で、対象児童を養育する令和5年度住民税均等割が非課税の人	要 ▼6月下旬申請受付開始 予定	申請 受付後 順次
			食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人(家計急変者)		

納税通知書を送付します

●問い合わせ 税務課 ☎2111内線 133,134

市県民税

■発送日

6月1日(木)

※市県民税を給与天引で納付している人
(特別徴収の人)には事業所を通じて市県民
税特別徴収決定通知書を送付しています。

令和5年度(令和4年分所得)

所得証明書・所得課税証明書を発行します

- 発行開始 6月1日(木) ※特別徴収の人も同様です。
○場 所 税務課、各出張所・連絡所、コンビニ
○必要書類 本人確認ができるもの(コンビニ交付には
マイナンバーカードが必要)

国民健康保険税

■発送日

6月9日(金)

- ①賦課限度額が一部変更されます ▶ 支援金分：22万円(令和4年度20万円)
②均等割額・平等割額の軽減対象範囲が拡大されます(2割・5割軽減の対象範囲が拡大)

軽減割合	令和4年度基準
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万円+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

令和5年度から

- ①賦課限度額が一部変更されます
②均等割額・平等割額の軽減対象範囲が拡大されます

令和5年度基準
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) ※変更なし
43万円+29万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
43万円+53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

柳井市をきれいにしよう

- 6月は「県民一斉環境美化活動促進期間」 -

6月4日(日)は「柳井市をきれいにする実践活動の日」&「日本列島クリーン大作戦」

●問い合わせ 市民生活課 ☎2111内線 166

作業のできる服装で参加してください。

- 日時 6月4日(日) 8:00～
○対象 市民、市民団体および行政関係者
○内容 道路等のごみや空き缶等の収集、清掃活動
○主催 市、市快適環境づくり推進協議会、「小さな親切」
運動柳井支部

■柳井駅周辺の活動 /雨天中止(小雨決行)

- 集合場所 柳井駅南中央広場(かりよん広場)
○実施場所 柳井駅北・南周辺

■大畠地区の活動 /雨天中止(小雨決行)

- 集合場所 ふれあいタウン大畠駐車場、神代学習等
供用会館、旧遠崎小学校
○実施場所 神代、大畠、遠崎の地区一円

■皆さんの地域の活動 当日は各地域でも清掃活動に
ご協力ください。

▼開催時間や場所は個人や家族、グループ等で自由に決
めてください。

▼クリーン大作戦への参加登録もできます。

■クリーン大作戦説明会 参加団体へのごみ袋の配布
や当日の活動内容等について説明します。

- 日時 5月18日(木) 10:00～

- 場所 市文化福祉会館2階大会議室

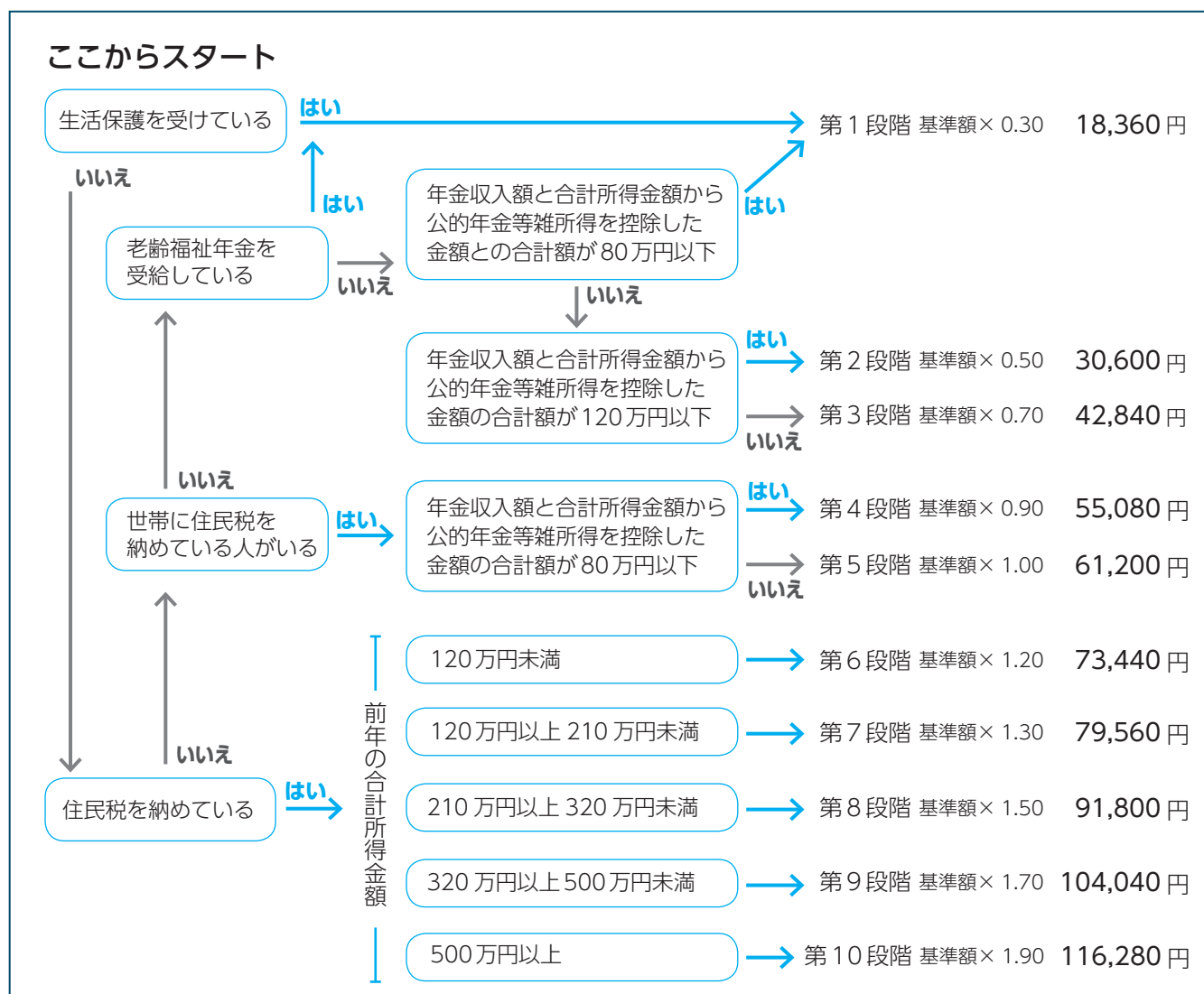


介護保険は介護を予防し、また介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるように、社会全体で連帯して支えあう制度です。40歳以上の全ての人が介護保険の被保険者となります。64歳までの人の介護保険料は加入する医療保険の保険料に含まれていますが、65歳以上の人は医療保険料とは別に納めることになります。

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎2111 内線 155～157

65歳以上の人の令和5年度の保険料の基準額は**61,200**円です。
第1段階から第3段階の保険料を継続して軽減しています。

介護保険料の所得段階区分および年間保険料額（65歳以上）



※年金収入額

課税対象となる公的年金の収入額で、障害年金・遺族年金等の非課税年金の収入額は含みません。

※合計所得金額

収入金額から必要経費（給与所得控除、公的年金控除など）を控除した金額を合算したものです。土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は特別控除額を控除します。令和5年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料は以下のとおり計算します。

●第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額（給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

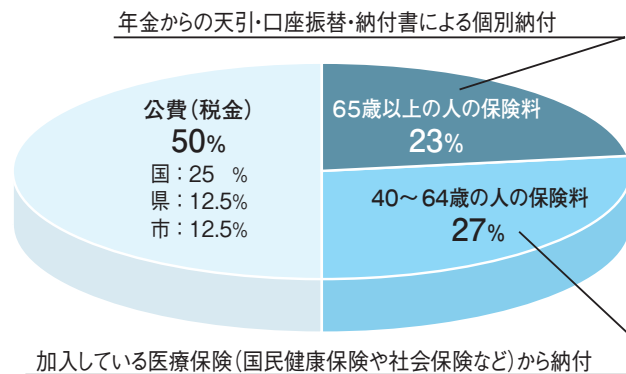
●第6～10段階

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

65歳以上の人の保険料はこうして決定

介護保険給付費用・地域支援事業費用の23%を65歳以上の人が負担することになっています。今期の保険料は、これらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。

個人の年間保険料額はこの「基準額」をもとに、6ページのとおり所得段階に応じて決まります。どの所得段階区分に該当するかは各年度ごとに決定します。



保険料の納め方は

○特別徴収

- ▼介護保険料は原則、年金から天引きします（特別徴収）。年金の年額が18万円以上ある人は、年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- ▼4・6・8月の徴収額は仮徴収期間として、原則、前年度2月の天引額と同額です。6月に年間保険料額が決定した後、8月以降の徴収月ごとの徴収額が極力均等になるように8月の仮徴収額を調整します。
- ▼10月以降は本徴収期間となり、決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた金額が、10・12・2月の本徴収額となります。

○普通徴収

- ▼年金の年額が18万円未満の人など特別徴収による納付ができない人は、納付書や口座振替で個別に納めることとなります。
- ▼原則として、6月から翌年3月までの各月の月末が納期となります。
- ▼納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアやスマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」「LINEPay 請求書支払い」では使用できません。

※普通徴収の対象となるのは

- ▼年金の年額が18万円未満の人
- ▼老齢福祉年金を受給している人
- ▼65歳になったばかりの人
- ▼年金が一時給付停止状態の人など

保険料額の通知は6月中旬に

年間の保険料額や納付方法などが記載されていますので、内容をご確認ください。

普通徴収の人は口座振替がおすすめ

納め忘れがない口座振替が便利です。市の指定金融機関・収納代理金融機関で利用できます。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができますが、介護保険料は特別徴収が原則となっているため、特別徴収の人が口座振替に変更することはできません。

苦情・相談などは

市の窓口のほか、次のところでも受け付けています。

山口県国民健康保険団体連合会介護保険課

☎ 083-995-1010

保険料の納め忘れはありませんか

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

■保険料を1年以上滞納すると

サービス利用時に利用者が利用料の全額をいったん負担し、申請により後で介護給付費が支払われることとなります。

■1年6カ月以上滞納すると

利用者が利用料の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

■2年以上滞納すると

利用者負担が3割(4割の場合も)に引き上げられるなどの措置がとられます。

※災害等で財産について著しい損害を受けるなど特別な事情により納めることが困難なときは、徴収猶予や減免を受けることができる場合があります。高齢者支援課に相談してください。

柳井ブランド「きんさい柳井」

新規認証申請・推薦の受付を開始します

柳井市地域ブランド推進協議会では、柳井市の価値ある地域資源をブランドとして認証し、「柳井ブランド」としてPR するなどの販売支援を行っています。

なお、第1次・第2次・第4次～第6次認証分の更新認証は10月以降を予定しています。

●**申込・問い合わせ** 柳井市地域ブランド推進協議会事務局(商工観光課内)

☎2111 内線 363

○**受付期間** 6月1日(木)～8月31日(木)

○**認証対象** 応募対象は以下の9分類です。

- ① 一次産品(農作物、水産物、林産物等)
- ② 加工品(加工食品、飲料等)及び郷土料理
- ③ 工芸品(織物、陶磁器、漆器、木工品、竹工品等)
- ④ 有形文化財
- ⑤ 無形文化財
- ⑥ 民俗文化財
- ⑦ 記念物
- ⑧ 自然及び景観
- ⑨ 伝統的建造物群

※①～③：農林漁業者もしくは製造業を営んでいる人またはこれらの人で組織する法人その他団体で、原則として、市内に住所(主たる事業所の所在地)を有する人が応募(申請)できます。④～⑨：どなたでも応募(推薦)できます。

○**応募方法** 実施要領を確認の上、商工観光課備付の申請書類を柳井市地域ブランド推進協議会事務局(商工観光課内)に提出してください。申請書類と実施要領は市ホームページからダウンロードできます。



マイナポイント第2弾

ポイントの申込期限が延長されました

令和5年5月末までとされていた、最大2万円相当のポイントがもらえるマイナポイント第2弾の申込期限が、令和5年9月末まで延長されました。

※ポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限(令和5年2月末)に変更はありません。

●**問い合わせ** 市民生活課 ☎2111 内線 163

○**申込方法**

- ▼スマートフォン(NFC対応機種)やパソコン(別途カードリーダーが必要)で、キャッシュレス決済サービスを選択して申し込みます。
- ▼市民生活課(市役所1階5番窓口)で手続きの支援をしています。

○**申込時に必要なもの**

- ▼マイナンバーカード
- ▼利用者証明用パスワード(数字4桁)
- ▼好きなキャッシュレス決済サービスのカードなど
- ▼登録する預金口座の通帳またはキャッシュカード(公金受取口座登録時のみ)



延長後の期限
令和5年 **9月末**

浄化槽の設置費を補助します

要事前相談

○**対象地域**

ア：下水道事業計画区域・農業集落排水事業区域を除く市内全域

※対象外区域でも地理的要件等で補助できる場合があります。

イ：令和3年度の下水道事業計画見直しにより、下水道から浄化槽による整備へ変更した区域

○**補助対象浄化槽**

申請者自身の居住用住宅に設置する10人槽以下のもの(小規模店舗などの併用住宅の場合は住宅部分の面積が2分の1以上)

※その他にも要件があります。

○**補助限度額** 対象地域イについては、令和12年度まで限度額を上乗せして補助します(下表は上乗せ後の額)。

浄化槽人槽	対象地域 ア	対象地域 イ
5人槽	332,000円	664,000円
7人槽	414,000円	828,000円
10人槽	548,000円	1,096,000円

○**補助金交付までの流れ**

- ①設置工事着工前に補助金の交付申請をし、交付決定を受ける。
- ②令和5年度中に設置工事の実績報告をし、完了検査を受ける。
- ③完了検査後に補助金を交付。

○**申込期限** 令和6年1月31日(水)

●**申込・問い合わせ** 下水道課 ☎2111 内線 293